

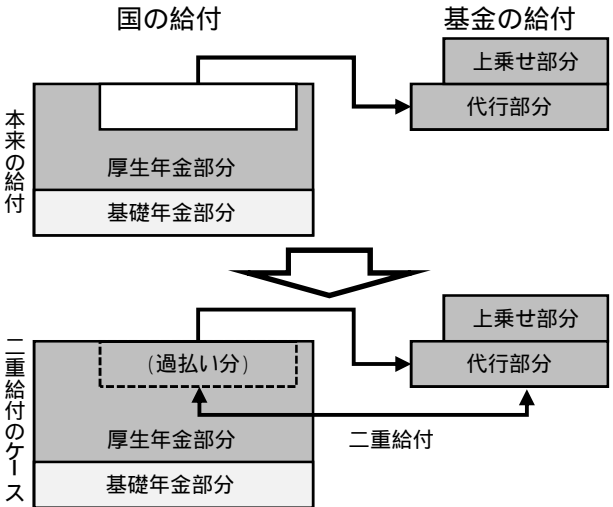
厚生年金基金と国の記録突合せの課題(全体像)

参 考 1

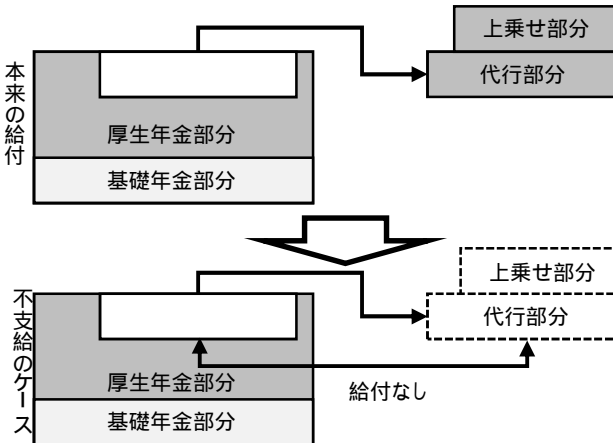
24.2.28

厚生年金基金代行部分が「二重給付」又は「不支給」となっている事案

D - - イ 二重給付による過払い事案

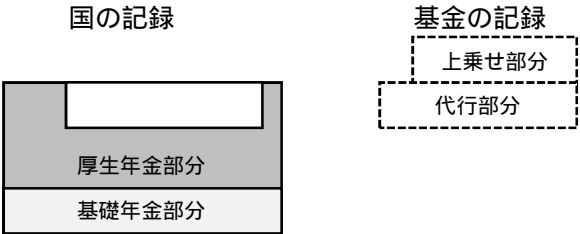


D - - ウ 不支給事案



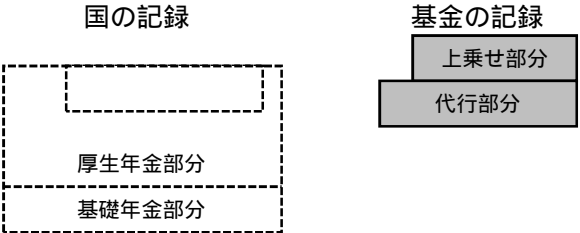
国と基金のいずれかに突き合わせる記録が見つからない事案

D - 国又は基金記録がなく突合作業が進んでいない事案 【ケース1】国記録あり、基金(連合会)記録なし



(考えられる原因)
・基金番号違いにより誤って送付されている
・事業主から基金に届出がされていない
・該当者がすでに死亡している(突き合わせ対象外) 等

【ケース2】国記録なし、基金(連合会)記録あり

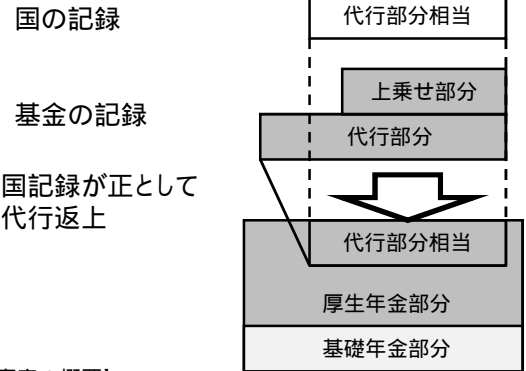


(考えられる原因)
・基金番号違いにより送付されていない
・種別相違により送付されていない 等

【今後の作業方針】
上記の両ケースの事案については、死亡者を除く等の処理を行った上で、基金(連合会)から日本年金機構に送付し、機構において基金番号等の再確認等を行った上で再回付する。
機構における作業を効率的に行うため、上記両ケースの主な原因を分析するためのサンプル調査を行う。
サンプル調査の詳細について、年金局、機構、連合会で調整中。

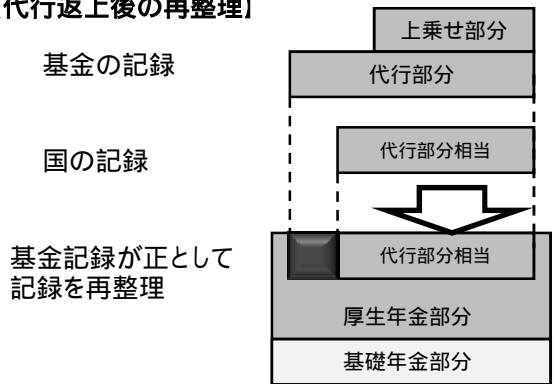
代行返上に係る記録整理により、結果的に誤った国や基金の記録にあわせた事案

D - 代行返上後の記録の再整理 【代行返上時の記録整理】



【事案の概要】
厚生年金基金の代行返上は平成15年から開始。平成22年度末までで、828基金が代行返上を行っている。
代行返上時には、国記録と基金記録の突合を行っていたが、代行返上当時のルールでは、基金側が添付できる資料の範囲が狭かったため、結果的に誤った国や基金の記録に合わせたケースが生じている。

【代行返上後の再整理】



代行返上後に承継基金からの申請により記録の再整理(及びこれに伴う最低責任準備金の再精算)を行う仕組みがあり、平成23年8月現在で、211基金から申請があり記録の再整理を実施している。